

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の総人口は、1995年（平成7年）32,432人をピークに減少を続けており、2023年（令和5年）には、26,302人となっている。国立社会保障・人口問題研究所の推計では、今後も人口減少が続き、2040年には、21,039人と、ピーク時より約35.1%減少すると予想されている。消費や労働の中心となる生産年齢人口（15歳～64歳）についても、1995年（平成7年）をピークに減少に転じ、2025年（令和7年）では、14,390人と約31.0%減少している。なお、年少人口は一貫して減少を続ける一方で、老年人口は増加傾向で、1995年には年少人口を逆転している。

産業の特徴としては、とみつ金時やトマトなどの野菜やメロン（県内一の産地）、越前柿などの果樹の生産が盛んで、県有数の農業生産地である坂井北部丘陵地が広がっているほか、古くからのものづくりの風土が根付いており、化学、電子、機械、繊維など幅広い分野の企業が立地するなど第2次産業も盛んである。さらには、福井県随一の温泉郷で「関西の奥座敷」とも称されるあわら温泉を中心に、年間213万人もの観光客が訪れることから旅館業、飲食業などを中心とした観光業も盛んである。

しかしながら、第2次産業、第3次産業の就業者数はともに1995年をピークに減少を続けており、有効求人倍率が高い水準で推移するなど、中小企業者は慢性的な人手不足に悩まされている。

(2) 目標

中小企業者が、少子高齢化や人手不足、働き方改革への対応等の厳しい事業環境を乗り越えるためには、積極的な設備投資やIT化など生産性の向上を図ることが必要である。このため、導入促進基本計画の計画期間中に15件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とし、中小企業の経営基盤の強化を図り、地域経済の活性化を図る。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した中小企業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

中小企業者による幅広い取組みを促すため、導入を促進する先端設備等の種類について、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、本計画の目標が先端設備等の導入を促すことで市内産業の更なる発展に資することであるから、太陽光発電関連設備については、自社の主たる工場や事務所などの敷地内に設置し、その発電電力を直接製品の生産もしくは販売または役務の提供の用に供するために自ら電力を消費する設備を対象とし、それ以外の設備（売電を目的とするもの）について市内の雇用創出や生産性向上に繋がるものが少ないため対象外とする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

中小企業者による幅広い取組みを促し、中小企業者の経営基盤の強化と地域経済の活性化を図るため、市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

中小企業者による幅広い取組みを促し、中小企業者の経営基盤の強化と地域経済の活性化を図るため、全ての業種・事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ①人員削減を目的とした取組みを先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ②公序良俗に反する取組みや、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ③市税等に滞納がある場合は、先端設備等導入計画の認定の対象としない。